

申告書を提出する前に必ずご確認ください

	確 認 項 目	チェック
1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「所持する紙巻たばこ三級品の数量」欄（①・⑤欄）の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 紙巻たばこ三級品以外の製造たばこの数量が含まれていませんか。 紙巻たばこ三級品以外の紙巻たばこ、葉巻たばこ、パイプたばこ、<u>刻みたばこ、加熱式たばこ、かみ用のたばこ、かぎ用のたばこは課税対象となりません。</u> ・ 本数で記載していますか。 (箱数・カートン数ではありません。) 	<input type="checkbox"/>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「所持する紙巻たばこ三級品の数量」欄（①欄）及び「課税標準となる紙巻たばこ三級品の本数」欄（⑤欄）が0本ではありませんか。 (複数の営業所等の所持数量が合計で5,000本以上であり、申告が必要な場合であっても、所持数量が0本の店舗については、<u>申告書の提出は不要です。</u>) 	<input type="checkbox"/>
2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 端数計算の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国税の「税額」欄（②欄）及び「納付すべき税額」欄（④欄） → <u>100円単位</u>で記入（100円未満切捨て） ・ 地方税の「税額」欄（⑥・⑨欄）及び「納付すべき税額」欄（⑧・⑩欄） → <u>1円単位</u>で記入（1円未満切捨て） 	<input type="checkbox"/>
3	<ul style="list-style-type: none"> ○ 複写部分及び押印の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 申告書の4枚目まで複写されていますか。 ・ 押印漏れはありませんか。 	<input type="checkbox"/>
※	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「住所」欄は地番表示ではなく、<u>住居表示</u>で記載してください。 (例：〇〇市●●□丁目△番▲▲号) 	

複数店舗をまとめて申告される方

4	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称」欄に代表店舗名を記載していますか。 	<input type="checkbox"/>
5	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1店舗ごとに税額の端数処理をしていませんか（P.9参照） 	<input type="checkbox"/>
6	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各店舗の所持数量の明細書（適宜の用紙）を添付していますか。 	<input type="checkbox"/>
※	<ul style="list-style-type: none"> ○ 納付書の「住所（所在地）」欄及び「氏名（法人名）」欄には本社の所在地及び名称だけではなく、<u>代表店舗の所在地及び名称を併せて記載</u>してください。 	

ご不明な点等がございましたら、「たばこ税の手持品課税申告の手引」等をご覧ください。